

令和 8 年 7 月 28 日

告 示

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、鴻巣茂野ジム所属ボクサーである金子 暖東（ライセンスNo.53881）選手を令和 8 年 7 月 26 日より 6 ケ月のライセンス停止処分とする。

理由： 鴻巣茂野ジム所属金子 暖東選手は、令和 8 年 7 月 27 日試合の前日計量において 0.5kg 体重超過となり計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は金子 暖東選手を令和 8 年 7 月 26 日より 6 ケ月のライセンス停止処分とする。

併せて、当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、鴻巣茂野ジムのマネージャーである松村 功（ライセンスNo.30755）氏を厳重注意処分とする。

理由： 当財団は、松村 功氏が上記記載の事実について、マネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション